



吸収合併手続について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第48号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

M&A のスキームには株式譲渡をはじめいくつかの手法がありますが、当事会社の権利義務の包括的承継を伴う合併は、グループ会社内における組織再編や会社間での経営統合を目的として利用されることが少なくありません。

合併は会社法上定められた組織再編手続の一つであり、同法は、「吸収合併」と「新設合併」という2つの形態に分けて、当事会社が履行すべき手続をそれぞれ定めています。もっとも、当事会社に上場会社が含まれる場合や、当事会社の規模が大きい場合には、金融商品取引法や取引所規則、あるいは独占禁止法に基づく手続が必要になるケースもあります。

本稿においては、合併の法的効果や「吸収合併」と「新設合併」の違いについて概説したうえで、実務上、対等合併といわれるケースにおいても吸収合併が利用されるケースが多いこと等を踏まえて、株式会社間での吸収合併を念頭に、会社法をはじめとする関係法令等に基づく求められる手続について解説します。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・ 吸収合併手続について

(<https://www.clo.jp/column/3928/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 土肥 俊樹 ([doi\\_t@clo.gr.jp](mailto:doi_t@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....